

敷引き無効 全額返還を

京の不動産会社に命令

大阪簡裁判決
消契法初適用

マンション明け渡しの
際、損傷の有無にかかわ
らず敷金（保証金）の一
部を差し引く「敷引き」
の特約は無効だとして、
東京都の男性が京都市の
不動産会社に三十万円の
返還を求めた訴訟で、大
阪簡裁は十七日までに、
同社に全額返還を命じる
判決を言い渡した。

判決は、二〇〇一年四
月施行の消費者契約法
（消契法）を敷引き特約
に適用。原司裁判官は
「（消契法が定める）消
費者の利益を一方的に害
する条項に当たる」と述
べ、敷引き特約を無効と
判断した。

大阪の弁護士らでつく
る「敷金問題研究会」の松
丸正弁護士は「敷金返還
を求めた訴訟で消契法が
適用されたのは初めて。
同種の訴訟への影響は大
きい」と評価している。

原裁判官は「敷引きの
慣習はただちに公序良俗
に反するものではない」
とした上で、会社側が敷
引きの趣旨や内容を説明
していない点などを考
慮。「特約をそのまま適
用するのは相当ではな
い」と結論付けた。

な適有明敷一俗の 入るか遠松く こと

1/1 297 x 209.9 ミリ

スタート

石本 浩治

ナビゲータ

Acrobat Reader - [r...



9:37



